

令和5年度福祉文教常任委員会管外行政視察報告書

1 視察日時 令和5年10月11日(水)～10月12日(木)

【1日目】福岡県宗像市

10月11日(水) 午後1時30分～午後3時まで

【2日目】福岡県飯塚市

10月12日(木) 午前10時30分～正午まで

2 視 察 先 福岡県宗像市、福岡県飯塚市

3 視察事項

(1) 子ども基本条例について

子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について【宗像市】

(2) 小中一貫教育校について【飯塚市】

4 視察目的

宗像市

「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保証されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進めていくことを宣言し、宗像市子ども基本条例を平成24年4月1日に施行している。また、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を設置しており、子どもの相談窓口として、子ども本人からの相談、保護者等関係者からの子どもの権利に関する相談を受け付けており、宗像市での取組みを調査・研究することを目的とする。

飯塚市

市内に施設一体型の小中一貫校が4校設置され、最初の一貫校は平成25年に開校しており、10年間の実績がある。

義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するため、地域と連携しながら、特色のある教育活動を行っている。また、乗り入れ授業・小中合同行事・異年齢交流学习等を実施し、一貫性と連続性のある指導を行っている。

本市においても、令和10年度に、たつの市初の小中一貫校を新設・開校予定としており、先進地の教育内容や学校施設について調査・研究を行うことを目的とする。

5 参加者

《福祉文教常任委員会》(6名)

委員長 和田 美奈 副委員長 山本 俊一郎

委員 木南 裕樹 委員 野本 利明

委員 三木 浩一 委員 名村 嘉洋

《随員》議会事務局 主幹 江尻 賢司

6 視察先出席者

【宗像市】	宗像市議会事務局	廣渡	係長
		福島	主事
	子ども育成課	梶原	主幹兼係長
	子ども支援課	本田	主幹兼係長
【飯塚市】	飯塚市議会事務局	太田	次長
		安藤	主査
	学校教育課	岡松	主幹指導主事
		柴田	指導主事
	教育総務課	永芳	係長
	小中一貫校幸袋校	吉村	中学部校長
		菅原	中学部教頭

7 行政視察内容

【福岡県宗像市】

- (1) 子ども基本条例について
- (2) 子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について
- (3) 事前質問への回答

子ども基本条例の制定について

～子どもの権利の歴史～

平成元年	国連総会で「児童の権利に関する条約」を採択
平成6年	「児童の権利に関する条約」を日本が批准 ⇒新たな国内法の整備なし
平成10年	「川西市子どもの人権オンブズパーソン条約」を制定 (日本初)
平成22年4月	「子どもの権利に関する条例」制定を公約とした候補者が市長当選
平成22年7月	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案作成を諮問
平成23年	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書(条例案)提出
平成24年3月	市議会において条例制定議案を議決(全員賛成) 条例公布
平成24年4月	条例施行 (子どもの権利救済制度は平成25年4月1日施行)
平成25年	子どもの権利救済委員を任命し、子どもの権利相談室設置

～子どもの権利の歴史～

子どもに関する条例の分類

- ・健全育成型（非行対策や有害な環境からの保護を目指す）
- ・子育て支援型（子育てに不安を持つ親の支援など子育て施策の推進を目指す）
- ・子どもの権利型（子どもの権利の保障を目指す）
 - ① 宣言・理念型（子どもの権利の理念や子ども施策の方向性を定めたもの）
 - ② 個別型（子どもの権利侵害に対する相談・救済など個別の課題に対応するもの）
 - ③ 総合型（子どもの権利保障や子ども施策を総合的に定めたもの）
 - ※宗像市子ども基本条例は総合型に分類される
 - ※「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち むなかた」3つの柱を基本とする

条例制定による効果

- ・条例が施策の法的根拠となる。
→宗像市の子ども・子育てに関する基本的な理念や思い（子どもの健やかな成長が保障されるまちづくり）が規定されたため、既存の子ども・子育て事業の実施根拠を整理しやすくなった。
- ・市の子ども・子育て事業の実施において、本条例の理念を意識しながら実施することができる。

条例制定に伴う施策

条例制定に伴う施策

- ・平成25年度～ 子どもの居場所づくり事業（プレーパーク、中高生の居場所づくり）実施
- ・平成25年度～ 子どもの権利救済（権利相談室）事業開始

令和4年度子ども基本条例に基づく各施策

- ・「第2期宗像市子ども基本条例行動計画」の事業実施
→事業実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会で行う。
- ・11月20日は「宗像市子どもの権利の日」（条例第20条）
→11月を中心に市広報紙等での啓発、子ども関係施設職員研修会、部内職員研修会等を開催し、条例の周知・子どもの権利啓発活動を実施。
- ・年間を通して、市民向けに条例研修等を行い、条例の周知・子どもの権利啓発活動を実施

その他の取り組み

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」の法律改正等を受けて、令和4年3月に条例の一部を改正し、児童虐待の防止に向けた「大人の責務」を強化した。
- ・こども基本法第10年に基づく「こども計画」策定を検討中。

課題

- ・「宗像市子ども基本条例」認知率が、毎年実施するアンケートの結果、令和4年度は29%、令和3年度は32%、令和2年度は33%となっており、微減傾向。
- ・市民、子ども関係職員、市職員等への子どもの権利の啓発が課題。

子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について

- ・子どもの権利相談室は、条例で制定されているものではない。
- ・条例では、子どもの権利救済委員が規定されている。(条例第21条)
→市は子供の権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子供の権利救済委員を置く。救済委員は3人以内。救済委員は子供の権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから市長が選任し、任期は2年。
- ・救済委員に対する支援及び協力(条例第23条)
→市の附属機関であるが、救済委員の活動は独立性を担保するため、一人一人が独立した機関である。
- ・条例施行規則第6条で、子どもの権利相談員を置くことを規定しており、相談員がいる場所を「子どもの権利相談室」と呼び、愛称を「ハッピークローバー」と呼んでいる。

子どもの権利救済委員とは

設置目的：子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため。

主な対象：18歳未満の宗像市在住の子ども

体制：3名（弁護士・社会福祉士・教育関係者） ※令和5年3月31日現在

身分：地方自治法第138条の4第3項に規定される市の附属機関に属する。活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制としている。

子どもの権利相談室「ハッピークローバー」とは

相談体制：子どもの権利相談員を3人配置し、子どもの権利救済委員と連携しながら、子どもの権利のために活動している。 ※令和5年9月からは4人配置。

臨床心理士、公認心理士、社会福祉士、教員免許所持者から採用した会計年度任用職員を配置している。

主な対象：18歳未満の宗像市在住の子ども

相談日：平日の午前10時から午後6時30分（子どもの相談が放課後に多い）

相談方法：電話・面接・手紙・子ども専用オンライン相談

相談活動の概要(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

- ・年間相談対応件数

	R2年度	R3年度	R4年度
実件数	181	179	154
延べ件数	596	541	553

※ 実件数

新規相談件数＋継続相談件数

※ 新規相談件数

初めての相談の件数

※ 継続相談件数

前年度以前に相談があった人から、今年度になって再度相談があった初回の件数（例：R3年度に相談があった子どもから、R4年度になって3回相談があったときは、継続相談件数1件、延べ件数3件）。

※ 延べ件数

総相談対応件数。「相談を受けた件数」と「相談に関して連絡・調整対応を行った件数」。(例：1人から5回の相談を受けた場合は、実件数1件・延べ件数5件)

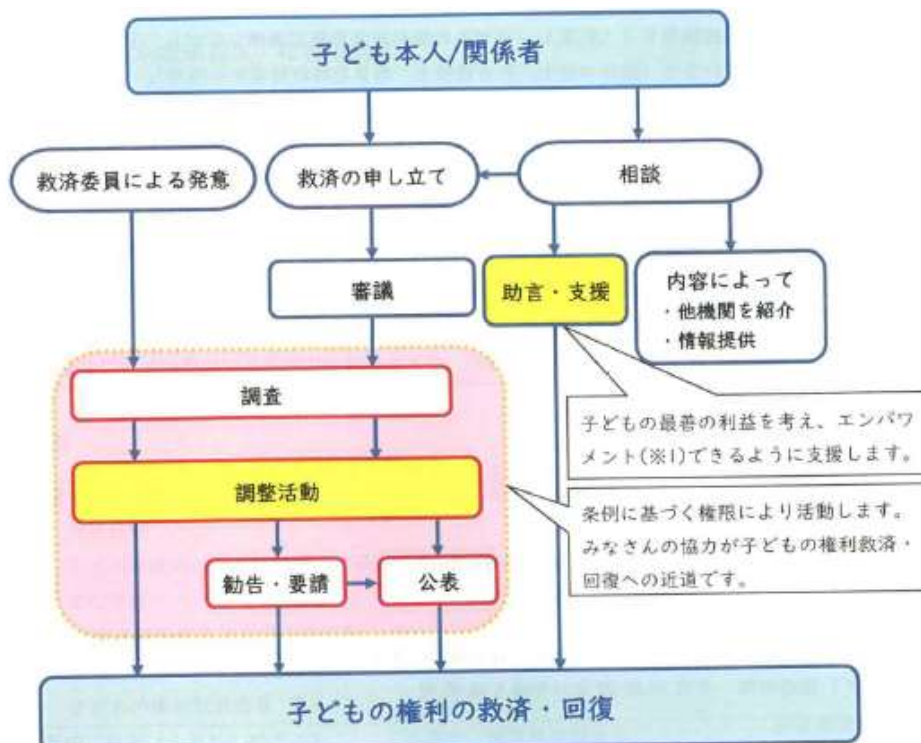
- ・相談者の内訳

「子ども本人」「教員」「保護者」「その他」「家族」の順に多かった。

- ・相談内容

「交友関係の悩み」「心身・性の悩み」「家族関係の悩み」の順に多かった。

子どもの権利救済・回復のしくみ



※1 エンパワメント：個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくための社会的技術や能力を獲得すること。

「ハッピークローバー」の課題

- ・就学前の子ども及び、その保護者に対する周知の方法
- ・子どもと保護者の意見が相違する相談等への対応
- ・民間業者への対応（協力が得られにくい）

【福岡県飯塚市】

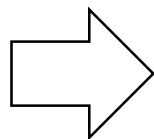
- (1) 小中一貫教育校について
- (2) 幸袋校視察

「小中一貫教育の推進」～9年間の連続した学び～

- ・中学校区を単位として、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するため、地域と連携しながら、特色のある教育活動を行っている。
- ・乗り入れ授業・小中合同行事・異年齢交流学习等を実施し、一貫性と連続性のある指導を行っている。
- ・中学校区ごとに「小中一貫教育9年間活動プラン」を作成し、小中一貫教育の充実を図っている。

小中一貫教育開始以前の課題

- ・学習意欲の低下
- ・学習内容が見定着のままでの進級・進学
- ・中学校一年生で急増する不登校の問題
- ・基本的な生活習慣の未定着
- ・規範意識の低下
- ・将来の夢や希望を描けない子どもの増加



小中一貫教育
(義務教育9年間を一連の
流れで見る指導が有効)

飯塚市の教育ビジョン

「かしこく」→コラボレーション能力（協働して創り上げる力）、学力の向上

「やさしく」→コミュニケーション能力（受け止める力、伝える力）、豊かな人間性の育成

「たくましい」→イノベーション能力（新たに生み出そうとする力）、体力の向上

●かしこく「学力向上」の取組

《多層指導モデル MIM》

全ての学習の基礎となる「読み」に対して、早期の段階で子どもがつまづく前に、またつまづきが大きくなる前に個別最適な指導・支援を実施している。

《徹底反復学習》

小中9年間継続して、徹底反復学習に取り組むことで、「計算力」「言語力」等、基礎・基本的な学習内容の確実な定着を図っている。

《協調学習（知識構想型ジグソー法）》

「主体的・対話的で深い学び」を引き起こす学習法であり21世紀を生きる子どもたちに必要な資質・能力である思考力・判断力・表現力等の育成を図っている。

《小中9年間をつなぐ外国語活動、外国語科の推進》

オンラインによる外国人講師との英会話レッスン、教科担任制の導入、外国人講師の派遣を行っている。

《小中9年間をつなぐプログラミング教育の推進》

Pepper を活用し、プログラミング教育を実施している。

《GIGA スクール構想の推進》

各教科のねらいや個別指導・協働学習等の学習場面に応じたICTの活用により、児童生徒の情報活用能力の向上を図り、多様な子ども達1人ひとりに個別最適な学びの実現を目指している。

●やさしく「豊かな人間性の育成」の取組

《本物との出会い》

国際的に平和貢献活動をしているソプラノ歌手によるコンサートを実施。

《オリンピック・パラリンピアンとの交流》

金メダリストを招き、講演・競技体験を実施。

●たくましく「体力の向上」の取組

《トップアスリートとの交流》

プロサッカーチームのコーチによるサッカー教室を実施。

《スポコン広場への積極的な参加》

「子ども体験型キャリア教育」の実施

小中一貫教育のこれまでの成果

- ・学力の向上
- ・生徒指導上の諸問題の改善
- ・モデル像の形成による自尊感情の向上
- ・新しい学校文化の創造

8 視察結果について

(1) 福岡県宗像市

《所感》

宗像市では、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の他に、子どもの自立サポートセンター「ホープ」や、教育サポート室「エール」を設置し、子どもや親への支援が丁寧に行われていた。親であっても言えない悩みを抱える子どもが、両親以外の大人に相談したり、助けを求められる場所があることで、親の立場からすると安心して子育てができるのではないかと感じる。

また、子どもに関する支援・相談先がある事で、多岐に渡ってる学校教員の負担が軽くなるのが期待できるのではないか。

たつの市において、宗像市の取組から見える利点や課題を調査・研究し、本市の子育て支援に生かす事が望まれる。

(2) 福岡県飯塚市

《所感》

飯塚市において、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進しており、内容によっては、前期（小学1年～4年）、中期（小学5年～中学1年）、後期（中学2年～3年）の3区分で教育を行っているとのことであった。小学校・中学校の壁を越えて教育を行えることが小中一貫教育の特性であるので、特性を生かした教育について、調査・研究し、本市での小中一貫校開校に備えたい。

小中一貫校開校までのスケジュールや注意点については、本市の計画に照らし合わせ、改善点の確認に生かしたい。

主な質疑〔要点記録〕

① 宗像市

問) 子どもの相談ポストを学校に設置しているという話があったが、ポストは誰が開けるようになっているのか。

答) 相談員が週に1回、各学校を回り、鍵を開けて手紙を回収しています。

問) 救済委員の報酬などはどのようなになっているのか。

答) 1回当たり2万円支払っています。

問) 相談員は、年間190件の相談がありながら4人で対応しているが、十分対応できているのか。もっと増やさないといけない状況かと思うがどうか。

答) 今年度増員し4人になったが、それは相談件数が多いからではなく、今年度から学校の出張相談会を復活したためです。

154件の実件数の対応としては、十分に対応できていると思います。相談が2倍となれば、人数を考えないといけないかなと思っています。

同じ方の相談を継続して受ける場合は、基本同じ相談員が受けるので、相談員全員が特定の子どもの情報を共有していなくてもよく、現状、相談員は不足していないと思っています。

問) それぞれの小学校や中学校の中には、適応教室があるのか。

答) 学校によっては、学校内適応指導教室と言われる、教室に入れないう子どもたちが過ごす部屋があります。

問) ホープは単独施設で「正助ふるさと村」内にあるということだが、これは元々あった建物を活用されたのか。

答) 「正助ふるさと村」は市が作った農業体験施設ですが、食堂があったところが営業休止していたので、改修してホープとして4月にオープンしたところです。

問) 子どもが相談したい時に、担任に相談するのが通常だと思うが、宗像市の場合は子どもの「ハッピークローバー」の認知度が高く、ハッピークローバーに相談に行く場合があると思います。宗像市としては子どもに対して、相談がある場合は、ハッピークローバーに行きなさいと意識づけをしているのか方向性を教えていただきたい。

答) ハッピークローバーは相談先の一つという形です。学校の先生に相談する子どもは多くいると思います。ただ、学校の先生には相談しづらい子どもや親にも相談しづらい子ども、いろんな状況があると思います。あくまでハッピークローバーは相談先の一つです。

子どもたちが選んで、結果的にはハッピークローバーに相談する子どももいるし、親に相談する子どももいるし、担任に相談する子どももいるという認識です。

ハッピークローバーだけに相談しなさいということは言いません。

問) 教育委員会に学校教育課があると思うが、子育て支援課との事例に対する共通認識を持つ場は、相談があった時に随時設けるのか。

例えば、担任には相談できないが、ハッピークローバーに相談した場合について。ハッピークローバーからすると学校の話なので、教育委員会に状況を伝える必要があると思

うが、子どもは伝えて欲しくないと思っている事例に関して、対応としては、教育委員会とコンタクトをとっているのか。

答) 子どもがハッピークローバーに相談をして、学校の先生には伝えて欲しくないと言った場合は、子どもの考えを尊重し、学校に伝わらないようにします。ただし、そういったこともなく、子どもが学校で困っているという相談があったときは、教育委員会を通して調整したり、学校の管理職の方にハッピークローバーから連絡をとって調整したりするという対応を取ります。

問) 子ども家庭庁ができ、来年の4月から本市でも相談窓口を一本化してスタートする形になっているが、宗像市ではどのようにされているのか。

答) 窓口としては子ども政策係がまず窓口になり、必要なところは情報共有することになります。今年度の4月から子ども家庭センターを設置し、その強化についても、今後進めていかなければならないところです。

問) 虐待や家庭の事情、ヤングケアラーの問題について、ハッピークローバーに相談があった場合はどのようにされているのか。子どもとしては相談しにくい問題でも、相談してくださいということなのか。

答) ハッピークローバーはとにかく子どもたちに、何でも悩みがあったら相談してねというスタンスです。相談を受ける中で児童虐待があれば、児童相談所に通報したり、市の子ども家庭センターなど関係機関につないだりしています。

相談の中でヤングケアラーかなという状況があれば、子ども本人の了解得た後、子ども家庭センターにつないで支援につながるようにしていきます。

何でも言ってねっていうスタンスでいることで、子どもたちが抱えている悩みを救うことができるのかなと思います。

問) 救済制度にいろんな人が関わられているが、今年度予算的にはどれぐらいかかっているのか。

答) 救済制度に係る予算は、子どもの権利相談室の事業、救済委員に払う報酬などであり、今年度は1500万程度です。

問) ホープ利用者が17人、エール利用者が19人ということだが、小中学生の内訳は、どのようなになっているのか。

答) ホープは、小学生・中学生、大体半分ぐらいです。エールは、今のところ中学生のみです。

問) ハッピークローバーの相談について、手紙での相談が一番多いが、次いで電話相談が半数近くある。最近は電話が苦手な子が多いが、子どもが電話してくるイメージか。

答) 子どもが電話してきます。

問) 親が電話しなさいというわけではなく、自主的に子どもたちがかけてくるのか。

答) 親が隣にいるだろうなっていうこともあります。

問) 相談窓口で、ネットでの相談が少ないということであるが、名前等の入力が必要になっていることが原因の1つかと感じる。匿名では難しいのか。

答) 手紙相談は返信する必要があるなので、住所と名前が必要で、電話相談は匿名でも大丈夫です。オンラインの場合、匿名で良いかどうか、検討しているところです。名前がな

いと相談を受け付けないわけではありません。電話で匿名が良いという方は、匿名で進めます。

問) エールやホープもあったが、中高生の居場所について日曜日どこ行くっていうチラシに書いてあるが、その取組はどのようなものか。

答) プレーパークを行っている市民活動団体が、市の公共施設の一室を使って、そこに中高生が興味のあるような遊び道具等や食べ物等も準備して、何でもしていいよという空間を作っています。

基本的に月2回で、第2、第4日曜日を活動の日にして、10時から5時まで。職員も見守りという形で配置しているが、何をしてもいい居場所を提供しているところです。

問) 不登校等関係なく、どんな子どもをターゲットにしているものでもないということですか。

答) 誰でも来ていいということで、不登校の子もいると思いますがそうでない子もいます。

問) どれぐらいの人がいますか。

答) 一回あたり年間で130名程度の利用がありますので、一月に大体10名程度です。

② 飯塚町

問) 施設一体型、併設型、分離型とある中、一体型で新しく校舎を建てられた4校は、どのような理由だったのか。将来はどのように考えているのか。

答) 合併した後に飯塚市立の小学校・中学校再編整備計画の中で決定をしていて、これに基づいて動いたところです。さらに小中一貫校を進めるという話も今のところはありません。

問) 施設一体型校では運動会等の学校行事は、小中一緒に実施し、分離型ではそれぞれの学校で実施するのか。

答) 施設一体型の運動会は、別々に実施しています。運動会を一緒に実施すると、小学校6年生が最上級生になる経験をしないうちに中学生に上がってしまうためです。始業式と終業式は一緒に実施しますが、入学式、卒業式、運動会は、別々に実施しています。施設隣接型と分離型の場合は、道路を越えて違う学校に行かないといけないので、別々に実施しています。

問) クラブ活動はどうなっているのか。

答) 穎田校の場合は、5・6年生の希望者は中学生のクラブ活動に短い時間で参加しても良いという形です。学校ごとの判断なので、全ての学校、全てのクラブで実施している訳ではなく、施設的に受け入れ可能かとかという問題もあります。

目が行き届くのかとかいうところもあり、中学生は6時半まで、小学生は5時半まで実施しています。

問) 小中一貫校を作る際に統廃合しているが、大規模校は小規模校と校区が隣という場合があると思うが、校区の再編等で学校規模を調整するようなことはあったのか。

答) 普通規模の学校と小規模校の距離が離れているところについて、どのように対応するか検討しました。鎮西中学校区がそれに当たるが、小学校2校と、中学校1校で合併し、離れた場所にある小学校区については、存続の可能性を残しつつ検討しました。

状況に応じて残す学校もあるが、小規模で学校の存続させる上での一定以上満たさなくなつた場合は再編、統合の対象校として保護者と関係者と協議を行い、鎮西中学校区に設置する小中一貫校への再編統合の検討を行うという指針を出した状況です。

問) 学校は災害時に避難所になると思うが、新しく学校を建設した際に、避難所として使用するために備えた機能はあるのか。

答) 小学校中学校の体育館に空調設備は付けていません。

体育館が避難所になる小中学校もあれば、公民館が併設されている所は公民館が避難所になっています。公民館に収容可能な人数以上に避難者が来た場合は、体育館の開放を検討するような形で学校と連携していますが、公民館があるところは公民館の設備で賄ってもらいます。

問) 存続させた学校において一定条件を満たさなくなつた場合は再編する方向ということだが、その一定条件は複式学級のような条件か。

答) 複式学級の学校は飯塚市内どこからでも、校区外申請での受入れを可能にしている状況であるが、地元の子どもがいなくなつたり、全学年が複式学級となる場合は、統廃合の方向で検討となります。

問) 違う校区から通学される方は、どれぐらいおられるのか。

答) 1桁台の学校もあれば、20人くらいの学校もある。

令和5年度福祉文教常任委員会管外行政視察報告書

1 視察日時 令和6年1月24日（水）午前10時～午後12時15分まで

2 視察先 加東市

3 視察事項

小中一貫校の整備について

4 視察目的

加東市内では中学校区ごとに、義務教育9年間を貫いた教育目標を定め、小学校と中学校が、つながりを意識した切れ目のない教育活動を行い、子供達の発達段階と1人ひとりの特性に応じた教育を実施している。また、令和3年3月末に東条東小学校、東条西小学校、東条中学校の3校が閉校し、令和3年4月の東条学園小中学校（義務教育学校）の開校から3年が経過しようとしている。当市においても、令和4年度から中学校区ごとに小中一貫教育に取り組んでおり、令和10年度には、当市初の小中一貫校を新設・開校予定としているため、先進地の教育内容や学校施設について調査・研究を行うことを目的とする。

5 参加者

《福祉文教常任委員会》（6名）

委員長 和田美奈 副委員長 山本俊一郎

委員 木南裕樹 委員 野本利明

委員 三木浩一 委員 名村嘉洋

《随行》議会事務局 主査 井上 かおり

6 視察先出席者

【加東市】	加東市議会	高瀬 議長
	加東市議会事務局	上山 主査
	小中一貫教育担当	神田 参事
	小中一貫教育推進室	丸山 室長
		原 係長
		芝崎 主査
	東条学園小中学校	尾崎 校長
		大畑 教頭
		泥谷 教頭

7 行政視察内容

- (1) 開会あいさつ《加東市議会事務局》
- (2) 加東市議会 議長 高瀬 俊介氏 あいさつ
- (3) たつの市議会 和田福祉文教常任委員会委員長 あいさつ
- (4) 加東市からの概要説明（学校紹介 DVD）
- (5) 東条学園小中学校現地視察
- (6) 閉会あいさつ《山本福祉文教常任委員会副委員長》

8 概要説明

加東市立東条学園小中学校

- ・生徒数 1年生から9年生まで540名
- ・ステージ制 4年・3年・2年のステージ制を採用。
第Ⅰステージ：1年生～4年生、第Ⅱステージ：5年生～7年生、
第Ⅲステージ：8年生～9年生
- ・通学 1年生から6年は徒歩またはバス。7年生から9年生は自転車。
- ・学校生活 学園生の自主性を育むため、時間の区切りを知らせるチャイムがない。
- ・授業 5年生以上で教科担任制を採用、体育・外国語・社会は中学校教諭から学ぶ。
- ・行事 体育大会や学園祭は第Ⅰステージと第Ⅱ・Ⅲステージに分けて実施。

9 視察結果について

《所感》

加東市では、東条学園小中学校の他に、令和7年4月に社地域、令和10年4月に滝野地域に小中一貫校の開校を控えており、校舎建設や地域との調整等、これまでの実績や進行中である開校までの各種スケジュールを具体的に聞いたことが大変参考になった。

東条学園小中学校の特徴的だった点が、

- ① 活発な PTCA 活動
- ② 各校の歴史を大切にしている
- ③ 図書室に司書を配置している
- ④ 職員室に電子黒板を設置し、全職員がスケジュールを把握している
- ⑤ 体育館と校舎をつなぐ通路にシャッターがあり、夜間に市民が体育館を使用できるようになっている。
- ⑥ 外から直接保健室に入れる入口

であった。子供・保護者・地域を大切に学校づくりされているのが良く感じられた。

当市の小中一貫教育校づくりにおいても、地域との結び付きは重要であると感じているので、東条学園での取組みを当市に活かしたい。

主な質疑〔要点記録〕

問) 小中一貫校開校にあたっての課題や問題となった点への対応はどのようにされたのか。

答) なぜ今小中一貫教育・一貫校なのか、小中一貫教育・一貫校とはどういうものなのか、という概念がない中、当市のみならずどの市町村でも地域住民の「学校が廃校になる」「地域の核がなくなる、廃れる」という拒否感が先行する状況から始まる。多分に漏れず貴市においてもその総意形成が一番の課題と想定できる。

当市の状況としては、平成 26 年 12 月に行った加東市内の「公共施設適正配置計画(案)」公表の一貫として、なぜ今、小中一貫教育・一貫校なのか、小中一貫教育・一貫校とはどういうものなのかを説明し、地域単位で学校施設の統合を視野に入れた小中一貫教育を推進していく方針(案)を公表する。

以後、平成 27 年 1 月から 3 月にかけて小学校区単位で住民説明会、保護者説明会を計 19 回開催する。

説明会を通じて市民の中には、小中一貫教育に対して不安を抱く方、疑義を持つ方が多数おられることから、課題を整理し取り組むべき具体的な方策をさらに研究・検討するため、学識経験者、市区長会代表、保護者代表、学校関係者による「小中一貫教育研究会」を設置する。

加東市は小中一貫教育を推進していくべきであるとの研究会からの提言を受け、平成 27 年 8 月臨時教育委員会において小中一貫教育の推進及び整備方針について決定する。

また、同研究会からの提言により、市内 3 地域それぞれの実態に即した小中一貫校となるよう地域ごとに、研究会委員、地元地域代表(地域代表区長)、就学前児童保護者代表(こども園等)、各校 PTA 代表、各学校代表(学校長、主幹教諭)を構成員とした「小中一貫教育推進協議会」を設置する。

開校時期や開校場所について、より具体的な意見を協議会から教育委員会へ提言し、平成 28 年 1 月定例教育委員会において、3 地域の開校時期や開校場所などを踏まえた小中一貫校の整備方針を決定する。

平成 28 年度から一校目である東条地域(2 小 1 中)において、地元地域代表(地域代表区長)、就学前児童保護者代表(こども園等)、各校 PTA 代表、各学校代表(学校長、主幹教諭)を構成員とした「開校準備委員会」を立ち上げ、開校までの間に「施設設計の方針」「通学手段(スクールバス拠点)」「校名、校歌、校章」等協議していただき、教育委員会へ意見を付していただく。

同様に令和元年度から社地域(5 小 1 中)、令和 4 年度から滝野地域(2 小 1 中)において開校準備委員会を立ち上げて、地域とともに開校に向けて準備を進める。

以上のような過程を踏み、進捗を図ってきた経緯である。

問) 旧校舎から新校舎に機材等を引っ越しさせる際に、機材の選別は教員がされたか。また、教員や事務員の人数を増やされたか。増やされたのであれば、どれくらい前からか。反省点等。

答) 事務関係備品は、統合 3 校の備品台帳をベースにコンサル業者を入れ、学校事務職員の

協力のもと現地調査により、A(移転可能)B(予備)C(廃棄)の三段階に選別し、新校舎にAと新規備品、修繕備品とで配置計画を作成した。

教材備品等は、統合3校の各担当教員により移転・廃棄の選別を行った。

教員、事務職員数は、統合学校規模に応じた人員となる。なお、特筆する点として、開校2年前から中学校事務員を1名から2名に増員、開校年度に図書館司書1名と、スクールバスの運行を開始することから調整役の事務補助員1名を採用した。

通常の学校業務をこなす中、現地調査、取捨選別を行うこととなるので、教職員の負担軽減を図る上で、夏休みなどの比較的學校業務に影響のない時期の作業スケジュールを組み立てて備品配置計画を策定し、開校2年前予算要求→開校1年前入札→開校直前の業者による納品・引越とスムーズな行程を開校3年前から学校へ周知、構築していく。

問) 小中一貫校の施設整備について注意した点、開校後の問題点などがあれば。

答) 限られた予算、限られた敷地、法的制限のある敷地において施設整備を立案するに際し、

①旧東条中学校敷地は、土砂災害警戒区域のため新たな学校施設建設は不可により、老朽化した旧中学校施設はすべて解体して大グラウンドと駐車場、テニスコートとし、新規に取得した県道を挟んだ南側敷地に施設配置を行った。

②南側では限られた敷地により、学校施設の優先順位から校舎棟、体育館棟、小グラウンドを配し、やむを得ず優先順位の低いプールを校舎棟屋上配置とした。屋上プールは都市部ではありふれた形態であるが、当市では拒否感があって、調整に困難を要した。なお、2校目の社地域小中一貫校、3校目の滝野地域小中一貫校では、敷地に余裕があり地上配置としている。

③時を同じくして平成30年に公表となった、隣接する東条川の想定最大規模の降雨(降雨確率1/1000超)による洪水被害予想の対策を考慮した。

④施設整備を進めるにあたって、使用する当事者であり、加えて施設形態の良し悪しを理解している教職員の意見を取り入れることは必然とするものの、ややもすると過大な施設内容を要求される場合がある。建設費の増減に直結するそれら意見については、個々必要性を見極めて対処した。

⑤施設整備に少なからず関係するが、通学の形態、手段の見直しに伴うスクールバスの運行の調整が一番保護者、地域の関心が高く、開校前に想定した運行形態に1年間の実地に伴って見えてきた課題に対し改良を加えていった。

開校後の主な課題として、昨今のGIGAスクール構想対応や東条学園工事中に生じた新型コロナ禍の影響や、新JIS規格(A版)机の導入から、普通教室の広さの明確な基準はないものの従来からの増床が望まれている。東条学園は68㎡(現全国平均64㎡)を確保しているが、現場では手狭感が否めず使用形態に工夫を要している。

問) 小中一貫校においてどのような教育方針を立てられたか。メリットや課題なども。

答) ○教育方針

*校訓「立志・協同・剛健」

*9年間の生活を通して、ともに学び、ともに支え合い、力強く生き抜く力の育成をめざしている。

*地域に貢献する人材の育成をめざしている。

○メリット

- ・小中教員が協働して、児童生徒の教育活動に参画できること。
- ・義務教育のゴールを定め、ゆっくり9年間の教育課程を組むことができること。
- ・社会性を育む多様な教育活動ができること。

○課題

- ・新たに小5ギャップを生み出さない工夫をすること。
- ・第Ⅱステージの教育的な価値を見出すこと。
- ・学園生のために、教職員・保護者・地域住民が一層協働すること。

問) 元々の校区の「ふるさと学習」などは、統合後はどのように行われているか。

答) もともと東条西小、東条東小、東条中で行われていた「地域の人、もの、こと」から学ぶ学習のうち、代表的なものを選定し、東条学園の学校行事や総合的な学習に引き継いでいる。

(例)

①東条西小学校・・・開墾園での自然体験

- ・生活科2年「みつけよう秋」
開墾園での自然に触れる体験
- ・総合的な学習3年「開墾園探検隊」
自然に親しみ、森林が果たす役割について学ぶ体験
- ・学校行事1年生歓迎遠足
1年生と4年生とが開墾園で交流を深める。

②東条東小学校・・・東条川の環境を守る学習

- ・生活科2年「夏となかよし」
生き物をみつける
- ・総合的な学習3年「東条川のひみつ探検」
東条川と東条地域との関わり、川の探検、水質調査
環境を守るためにできることを考える。

③東条中学校・・・東条の匠

東条地域の産業や職業を学び、職業への意欲を高める。

問) 開校後の地域の反応はどうか。良い点、悪い点をお願いします。

答) ○地域の反応(良い点)

*学校運営協議会、地域学校協働本部の連携が機能している。

*通学路の見える化(見守り隊へビブスの配布、ながら見守りステッカー、110番の家)など協力的である。

*保護者(前期)

「家庭で学校のことが話題になることが多い」

「小中学生と一緒に生活することへの不安は一切ない」

○地域の反応(悪い点)

*通学方法(バス通学)については、厳しい意見があった。

例)「徒歩通学よりバス通学の方が安全である」など

問) 閉校した校舎の利活用はどのようにされているのか。

答) 上位計画である「公共施設等総合管理計画公共施設適正配置計画」に基づいて、地域の意見を踏まえつつ旧学校跡地利用計画を立案する。

東条地域旧3校については、下記のとおりである。

旧東条中学校⇒東条学園小中学校の大グラウンド・テニスコート・駐車場を整備、旧学校施設はすべて解体撤去

旧東条東小学校⇒既存校舎棟の一部は、地域コミュニティ施設・アフタースクール転用、防災備蓄機能を付加、その他の施設は解体撤去

旧東条西小学校⇒体育館は、地域コミュニティ施設転用、防災備蓄機能を付加、その他の施設は解体撤去

なお、社地域、滝野地域は今後の協議による変動も有。

問) 制服はどのように決められたのか。

答) 制服等検討部会を立ち上げ、保護者に制服・体操服・通学カバン等に関するアンケートを実施し、検討部会の中で最終的にデザインを決定した。

現在、小中一貫校の話を進めている社地域・滝野地域では、検討部会でいくつか候補を決め、最終的には保護者・地域・児童生徒に選んでもらう。

問) 部活動への小学生の参加はできるのか。

答) 小学校のクラブ活動を、野球・サッカー・茶道・華道等の中学生の部活動に合わせた形にしているので、クラブ活動に中学生が参加し、一緒に活動することで交流の場を設け、中1ギャップの解消の1つの方法としている。

問) 放課後児童クラブはどうされているのか。

答) 旧東条東小学校で運用しており、放課後にスクールバスで送迎している。

問) 将来的に30人以下学級、25人以下学級になることが予想されるが、そこまで想定して校舎を建設されたのか。

答) 普通教室の横に多目的教室として使っている予備教室を作っているため、クラスが増えた場合にはその教室を使用するような対応を検討している。

問) 旧校舎の跡地利用について、解体撤去後の利用方法はどのようにされているのか。

答) 借地の部分は返却し、更地の部分は検討中である。

問) 鉄筋校舎は寒いイメージがあるが、校舎に入ってみて、そこまで寒さを感じなかった。設計の段階で工夫されたことがあるのか。

答) 空調は普通教室だけに整備している。空気の循環が外気→教室→廊下の順番になっているので、その関係で暖かさを感じるのではないかと。

問) 校舎建設の際に、通学路等の周辺整備があり、教育委員会や都市計画、都市建設の関係での協議が必要だったかと思うが、どのくらい前から協議をされたのか。

答) 貴市と同じく、令和10年4月に開校する滝野地区の小中一貫校を例に出すと、

- ・令和5年度→スクールバスの発着場を決定
- ・令和6年度→徒歩通学路決定
- ・令和7年度→通学路安全プログラムを実施し、道路管理者、警察、防災課等が集まっ

て新しい通学路に危険な箇所がないかを検討

・令和8・9年度→危険箇所の整備

の流れになる。

問) 学校に来にくい児童・生徒が利用する相談室について、利用者が多い学年はあるのか。

答) 学年に偏りはない。

問) 制服は第Ⅱステージ（5年生～7年生）から着用し、スクールバスは6年生までとなる
と、スクールバスの中に私服の児童と制服の児童が混在することになるが、通学方法を
ステージごとに分けなかったことについては、理由があるのか。

答) 小学生と中学生で、文部科学省の通学に関する規程が違うため、そこに合わせた形にな
る。